

# 天塩町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年4月

# 目 次

<b>第1章 はじめに</b> .....	1
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 .....	1
2. 取り組みの経緯 .....	2
(1) 国の取組 .....	2
(2) 北海道の取組 .....	2
3. 天塩町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 .....	3
<b>第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</b> .....	4
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 .....	4
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 .....	5
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 .....	7
(1) 基本的人権の尊重 .....	7
(2) 危機管理としての特措法の性格 .....	7
(3) 関係機関総合の連携協力の確保 .....	7
(4) 記録の作成・保存 .....	7
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 .....	8
(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について .....	8
(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について .....	9
5. 対策推進のための役割分担 .....	10
(1) 国の役割 .....	10
(2) 地方公共団体の役割 .....	10
(3) 医療機関の役割 .....	11
(4) 指定（地方）公共機関の役割 .....	11
(5) 登録事業者 .....	11
(6) 一般の事業者 .....	11
(7) 町民 .....	11
6. 行動計画の主要6項目 .....	12
(1) 実施体制 .....	12
(2) 情報収集及び情報提供・共有 .....	12
(3) まん延防止 .....	13
(4) 予防接種 .....	14
(5) 医療 .....	15
(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保 .....	18
(7) 発生段階 .....	18

<b>第3章 各段階における対策</b> .....	20
1. 未発生期 .....	20
2. 海外発生期 .....	23
3. 国内発生早期 .....	26
4. 国内感染期 .....	29
5. 小康期 .....	34
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 .....	36
(附属資料) 用語解説 .....	38

## 第1章 はじめに

### 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年度法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

## 2. 取り組みの経緯

### (1) 国の取組

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）11 月に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行ってきました。その後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年（2009 年）2 月及び平成 23 年（2011 年）9 月に抜本的な改定を行ってきました。

### (2) 北海道の取組

北海道では、国において、平成 17 年（2005 年）11 月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、同年 12 月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、平成 21 年 5 月には、国が行動計画を全面的に見直したことを踏まえ、道の行動計画の抜本的改定を行いました。

さらに、平成 21 年に道内でも大流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）において講じた対策について、弱毒性の新型インフルエンザが発生した場合と強毒性の新型インフルエンザが発生した場合における課題の整理やその改善方法を検討するとともに、今後の新型インフルエンザの発生に備え、国への効果的な対応策の提言を目的として、「北海道新型インフルエンザ等対応検証報告書」を策定するなど、新型インフルエンザに関する取組を進めてきました。

### 3. 天塩町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

本町では、特措法第 7 条に基づき、国及び北海道がそれぞれ「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年（2013 年）6 月 7 日）（以下「政府行動計画」という。）、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成 25 年（2013 年）10 月 31 日）（以下「道行動計画」という。）を策定したことを受けて、特措法第 8 条に基づき、新たに「天塩町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を策定するものとします。

町行動計画は、政府行動計画及び道行動計画と整合性を保ちつつ、新型インフルエンザ等対策に係る総合的な推進に関する事項、本町が実施すべき措置に関する事項、推進するための体制に関する事項及び関係機関との連携に関する事項等を掲載します。

また、町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではありませんが、政府行動計画及び道行動計画において関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考として示していることから、町としても、本行動計画の関連事項として、北海道による対策の概要を示します。

また、町行動計画は、政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改訂する政府行動計画及び道行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

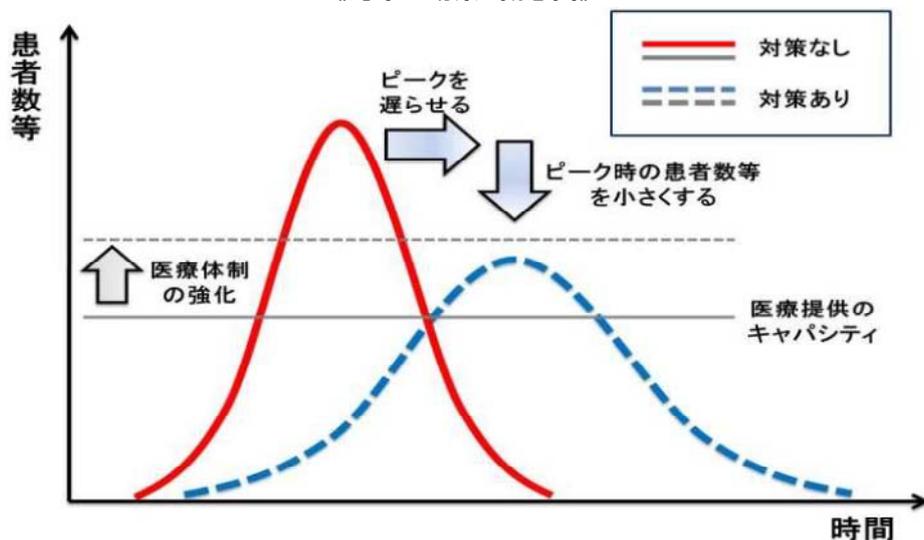
政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられています。

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしています。

町としても、国及び道と緊密に連携し、国及び道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
  - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
  - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- 2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
  - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
  - ・ 医療の提供又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

《対策の効果 概念図》



## 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえ、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

町としても、こうした国及び北海道の基本的考え方を踏まえながら、町における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。以下は政府行動計画及び道行動計画に即した基本的考え方です。

- 発生前の段階では、地域における医療体制の整備、速やかに予防接種ができる体制の整備、町民及び事業者に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。
- 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととします。
- 道内の発生当初の段階では、道からの要請に応じて、患者の入院措置に対する協力、感染のおそれのある者の外出自粛要請への協力、病原性に応じた不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等に対する協力をを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。
- 道内で感染が拡大した段階では、町は、国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められることとなります。

- 事態によっては、実情等に応じて、北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行われることが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなど、積極的に検討することが重要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、町や道、指定地方公共機関による対策だけでは限界があるため、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。特に治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

### **3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点**

町、道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

#### **（１）基本的人権の尊重**

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、道が実施する医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等について協力するにあたり、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

#### **（２）危機管理としての特措法の性格**

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるといえるものではないことに留意する必要があります。

#### **（３）関係機関相互の連携協力の確保**

天塩町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）・道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

町対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う必要があると判断した場合には、道対策本部長に対して、速やかに所要の総合調整が行われるよう要請します。

#### **（４）記録の作成・保存**

町は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

## 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

町行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値をおくが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得ることを念頭において対策を検討することが重要です。新型インフルエンザ発生時の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは困難です。

町行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定されます。

【新型インフルエンザ等患者数の推計値】 （全人口の25%が罹患すると想定）

		国	北海道	天塩町
受診者数		約 1,300 万人 ～2,500 万人	約 55 万 9 千人 ～107 万 5 千人	約 350 人 ～680 人
入院患者数	中等度	約 53 万人	約 2 万 3 千人	約 15 人
	重度	約 200 万人	約 8 万 6 千人	約 55 人
1 日最大入院患者数	中等度	約 10 万 1 千人	約 4,300 人	約 5 人
	重度	約 39 万 9 千人	約 1 万 7 千人	約 10 人
死亡者数	中等度	約 17 万人	約 7 千人	約 5 人
	重度	約 64 万人	約 2 万 8 千人	約 15 人

- ※ 国及び道の数値は、政府行動計画及び道行動計画における推計値です。（平成 25 年 10 月 1 日の人口）
- ※ 入院患者数及び死亡者数については、国の受診者数の上限である約 2,500 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致死率 2.0%として推計しています。
- ※ 最大入院患者数（流行発生から 5 週目の推計値）は、流行が約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算によるものです。
- ※ この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響（効果）、現在のわが国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していな

いことに留意する必要があります。

- ※ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うことになっています。
- ※ 更に、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があります、併せて特措法の対象とされたところです。そのため新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭におく必要があります。

## **(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について**

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしています。

- 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患します。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

## 5. 対策推進のための役割分担

対策を推進するため、政府行動計画及び道行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担うこととします。

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

#### 【道の役割】

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応が求められます。

#### 【町の役割】

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民等に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。

対策の実施に当たっては、道や近隣市町村と緊密な連携を図ることとします。

### **(3) 医療機関の役割**

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めます。

### **(4) 指定（地方）公共機関の役割**

特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

### **(5) 登録事業者**

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

### **(6) 一般の事業者**

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

### **(7) 町民**

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

## 6. 行動計画の主要6項目

本行動計画では、政府行動計画及び道行動計画に合わせ、段階ごとに、「1 実施体制」、「2 情報収集及び情報提供・共有」、「3 まん延防止」、「4 予防接種」、「5 医療」、「6 町民生活及び地域経済の安定の確保」の6つの分野ごとに対策を進めます。

項目毎の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

### (1) 実施体制

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があります。このため、町としても国、道、近隣市町村、関係機関、団体と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められています。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局等の連携を確保しながら、庁内が一体となった取組みを推進します。さらに、関係部局等においては、道や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部（本部長：内閣総理大臣）設置に併せ、道対策本部（本部長：知事）が設置され、国及び道からの要請に応じた協力・更なる連携強化を図り、庁内関係部局・関係機関が一体となった対策の推進に努めます。

さらに、国において、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めて特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときは、速やかに町対策本部（本部長：町長）を設置し、必要な措置や対応を実施します。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取します。

### (2) 情報収集及び情報提供・共有

#### ① 情報収集及び情報提供・共有の目的

町は、政府行動計画及び道行動計画に基づくサーベイランスについて必要な協力を行い、新型インフルエンザ等対策に資することとし、サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報を地域における医療体制等の確保に活用するとともに、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報を医療機関における診療に役立てます。

危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、道、町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須です。コ

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握まで含むことに留意する必要があります。

#### ② 情報提供手段の確保

町民に対しての情報提供は、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がいのある方など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

#### ③ 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要です。

特に、児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生部局と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく必要があります。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することなど、発生前から認識の共有を図ります。

#### ④ 発生時における町民等への情報提供

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこととしています。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。

### **（３）まん延防止**

#### ① まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

## ② 主なまん延防止対策

個人における対策については、発生前の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図り、また、発生初期の段階において自ら発生が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、感染を広げないように不要な外出を控えること、咳エチケットを行うといった基本的な感染対策が実践されるよう促します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、道から町民に対し不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等があった場合は、要請に応じ協力します。

地域対策・職場対策については、発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。

## (4) 予防接種

### ① 特定接種

#### a 接種について

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。特定接種の対象となり得る者は、

- 1) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- 3) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

となっています。

国では、特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとしています。このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定めるとしています。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これ

と同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしています。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しませんが、政府行動計画では特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されています。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本としています。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなります。

#### b 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員及び市町村職員については、道又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなります。本町職員等については、本町が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます。

### ② 住民接種

#### a 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条の規定（臨時の予防接種）による予防接種が行われることとなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

政府行動計画では、住民接種の接種順位については、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としています。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておきますが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしています。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の 4 群に分類することを基本としています。

- 1) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦

- 2) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 3) 成人・若年者
- 4) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられますが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、政府行動計画では、以下のような基本的な考え方を踏まえ決定することとされています。

<p>1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 （医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者</li> <li>● 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 （医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者</li> <li>● 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 （医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者</li> </ul>
<p>2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 （医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定） ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者</li> <li>● 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 （医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者</li> </ul>
<p>3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 （成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者</li> <li>● 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 （高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者</li> </ul>

#### b 住民に対する予防接種の接種体制

住民に対する予防接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう町内の医療機関と連携し、接種体制の構築を図ることとします。

#### c 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の2つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定することとされており、道と連携しながら、適切な接種体制の構築に努めます。

### (5) 医療

#### ① 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、町内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

特に、医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要です。

#### ② 発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに、感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させます。また、国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元します。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に道が確保する新型インフルエンザ等の医療に特化した「帰国者・接触者外来」において診療を行います。また、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があります。このため、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行

い院内での感染防止に努めます。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防衛なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行いません。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ります。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、道が事前に行う活用計画の策定に、必要に応じて協力します。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要です。

## （６）町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約８週間程度続くと言われていいます。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、政府行動計画では、新型インフルエンザ等発生時に、国民生活及び国民経済への影響を最小限となるよう、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要であるとしており、町としても十分な事前準備が図られるよう努めます。

## （７）発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画及び道行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して５つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしています。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で道が判断することとされており、本町においては、町行動計画で定められた対策を国や道が定める段階に応じて実施することとします。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するということが留意が必要です。

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態。
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>《地域未発生期》 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>《地域発生早期》 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</p> <p>《地域未発生期》 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>《地域発生早期》 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>《地域感染期》 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</p>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

### 第3章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

#### 1. 未発生期

<p><b>【状態】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li> </ul>
<p><b>【目的】</b></p> <p>1) 発生に備えて体制の整備を行います。</p>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平時から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。</p>

#### (1) 実施体制

- ① 行動計画の策定
  - ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画等の策定を行い、必要に応じて見直しを行います。
- ② 体制の整備及び国・道との連携強化
  - ・ 取組体制を整備・強化するために、初動対応体制を確立するとともに、発生時に備えた対応の準備を進めます。
  - ・ 国、道、他の市町村、指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

#### (2) 情報収集及び情報提供・共有

- ① 情報収集
  - ・ 新型インフルエンザ等の対策等関連情報及び国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集します。
- ② 情報提供
  - ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、国や道と連携しながら、各種媒体を通じ継続的に分かりやすい情報提供を行います。

- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

### ③ 体制整備等

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容やその際に利用する媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては可能な限り決定しておきます。
- ・ 道からの要請に基づき、町民からの一般的な問い合わせ、相談に応じる新型インフルエンザ等相談窓口の設置準備を進めます。

## (3) まん延防止

### ① 感染対策の実施

- ・ 町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施される個人対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行います。

## (4) 予防接種

### ① 特定接種を行う事業者の登録

- ・ 国が行う登録作業に係る周知、登録申請等に協力します。

### ② 接種体制の構築

#### a 特定接種

- ・ 国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制の構築に努めます。

#### b 住民接種

- ・ 国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ります。
- ・ 円滑な接種の実施のために、国及び道の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。
- ・ 速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考に、医療機関、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

## 未発生期

### c 情報提供

- ・ 道等と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図ります。

## (5) 医療

### ① 地域医療体制の整備

- ・ 地域の関係機関と密接に連携を取りながら、道が行う地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に対し、必要に応じて協力します。

### ② 国内感染期に備えた医療の確保

- ・ 道が行う国内感染期に備えた医療の確保に関する取り組みに、必要に応じて協力します。

### ③ 手引き等の策定、研修等

- ・ 国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等の医療機関への周知に、必要に応じて協力します。
- ・ 医療従事者等に対し、道が行う国内発生を想定した研修や訓練に、必要に応じて協力します。

## (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

### ① 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 国及び道と連携し、道内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者の把握とともに、その具体的手続きを決めておきます。

### ② 火葬能力等の把握

- ・ 道が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について、把握・検討する際に必要な協力をします。

### ③ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄、または施設及び施設の整備に努めます。

## 2. 海外発生期

<p><b>【状態】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外では新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ul>
<p><b>【目的】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。</li> <li>2) 国内発生に備えて体制の整備を行います。</li> </ol>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとることとします。</li> <li>2) 対策の判断に役立つため、海外の発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。</li> <li>3) 国内発生した場合には、早期に発見できるよう国が実施するサーベイランス・情報収集体制の強化に協力します。</li> <li>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者及び町民に準備を促します。</li> <li>5) 町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、道内発生に備えた体制整備に努めます。</li> </ol>

### (1) 実施体制

#### ① 体制強化等

- ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国及び道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、天塩町新型インフルエンザ等対策連絡協議会を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議します。
- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部が設置された場合には、必要に応じ町長を本部長とする町対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備を行います。
- ・ 海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断し、感染症法等に基づく各種対策を実施することとした場合は、国の対策に準じ必要な措置を講じます。

## (2) 情報収集及び情報提供・共有

### ① 情報収集

- ・ 海外での新型インフルエンザ等の発生状況等について、国や道等を通じて必要な情報収集に努めます。
  - a 病原体に関する情報
  - b 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
  - c 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

### ② 情報提供

- ・ 道等と連携し、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。

### ③ 情報共有

- ・ 国、道及び関係機関等との間で、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行います。

### ④ 相談窓口の設置

- ・ 国からの要請に基づき、町民からの一般的な問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、国が作成する Q&A 等を参考としながら、適切な情報提供に努めます。また、疾患に対する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討します。

## (3) まん延防止

### ① 感染対策の実施

- ・ 町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の実践を促します。

### ② 感染症危険情報の周知

- ・ 国から発出される感染危険情報をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行います。

## (4) 予防接種

### ① 接種体制

#### a 特定接種

- ・ 国が実施する特定接種に協力するとともに、国及び道と連携し、地方公務員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

#### b 住民接種

- ・ 国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行います。

**(5) 医療**

- ・ 道と連携し、積極的に医療に関する情報を収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、各種取組等に適宜、協力します。

**(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保**

- ① 要援護者への生活支援
  - ・ 新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等が発生したことが確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。
- ② 遺体の火葬・安置
  - ・ 国及び道からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

### 3. 国内発生早期

<p><b>【状態】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li><li>・ 国内でも都道府県によって状況が異なる可能性がある。</li></ul> <p>《地域未発生期》</p> <p>道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>《地域発生早期》</p> <p>道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p><b>【目的】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 感染拡大をできる限り抑えます。</li><li>2) 患者に適切な医療を提供します。</li><li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行います。</li></ol>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、基本的対処方針に基づき、感染対策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国や道と連携しながら、積極的な感染対策等を講じます。</li><li>2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。</li><li>3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供します。</li><li>4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。</li><li>5) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた態勢の整備を急ぎます。</li><li>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。</li></ol>

#### (1) 実施体制

##### ① 国等の基本的対処方針の変更

- ・ 国が国内での感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を変更した場合や、道における対処方針について把握し、必要な対策を講じます。

##### ② 町対策本部の設置

- ・ 政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合、直ちに天塩町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国、道等と連携・協力しながら、緊急事態に係る対策を実施します。

## (2) 情報収集及び情報提供・共有

### ① 情報収集

- ・引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況等について、国や道等を通じ必要な情報収集に努めます。

### ② 情報提供

- ・道等と連携し、町民に対して、道内外での発生状況、現在の対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。
- ・道等と連携し、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

### ③ 情報共有

- ・国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。

### ④ 相談窓口等の体制充実・強化

- ・国からの要請に基づき、相談窓口等の体制の充実・強化に努めます。また、状況の変化に応じた Q&A の改訂版の配布を受け、相談対応に活用します。

## (3) まん延防止

### ① 町民・事業所への要請

- ・道等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。
- ・道等と連携し、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ・道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
- ・道等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請します。
- ・国からの要請に基づき、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請します。

## (4) 予防接種

### ① 住民接種の実施

- ・国が決定した、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて、町民への接種に関する情報提供を行います。

## 国内発生早期

- ・ 国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て住民接種を開始します。
- ・ 接種の実施にあたり、国、道と連携して、保健所・保健センター・学校等の公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行います。

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。

## (5) 医療

### ① 医療機関等への情報提供

- ・ 道等と連携し、引き続き新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国・道等からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

## (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

### ① 要援護者への生活支援

- ・ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関からの要請があった場合には、国及び道等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。
- ・ 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する食料品・生活必需品の確保、配分・配布等を行います。

### ② 遺体の火葬・安置

- ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるように努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所を準備、活用し遺体の保存を適切に行います。

### ③ 町民への呼びかけ

- ・ 国及び道等と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動をするよう呼びかけを行います。

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

#### ◎水の安定供給

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

#### ◎生活関連物資等の価格の安定等

町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び道等と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

#### 4. 国内感染期

##### 【状態】

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

##### 《地域未発生期》

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

##### 《地域発生早期》

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

##### 《地域感染期》

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

##### 【目的】

- 1) 医療体制を維持します。
- 2) 健康被害を最小限に抑えます。
- 3) 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑えます。

##### 【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめるように努めます。
- 5) 欠勤者の増大が予測されますが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
- 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

## 国内感染期

### (1) 実施体制

#### ① 基本的対処方針の変更

- ・ 国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、道においても、速やかに対処方針を決定されることから、この内容を把握し、必要な対策を講じます。

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

◎緊急事態宣言がなされた場合、直ちに町対策本部を設置します。

◎新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行います。

### (2) 情報収集及び情報提供・共有

#### ① 情報収集

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況について、引き続き国や道等を通じ必要な情報収集に努めます。

#### ② 情報提供

- ・ 道等と連携し、町民に対して、引き続き、道内外での発生状況や具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。
- ・ 道等と連携し、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。また、社会活動状況についても、情報提供します。
- ・ 町民から相談窓口寄せられる問い合わせ、道や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。

#### ③ 情報共有

- ・ 国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等の的確な状況把握を行います。

#### ④ 相談窓口の継続

- ・ 町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続します。
- ・ 国から Q&A の改訂版が配布された場合は、速やかに相談に活用します。

### (3) まん延防止

#### ① まん延防止対策

- ・ 道等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。
- ・ 道等と連携し、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感

感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。

- ・ 道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、学校保健安全法に基づく臨時休業（学校閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
- ・ 道等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請します。
- ・ 国からの要請に基づき、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策が引き続き強化されるよう要請します。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ◎道が、本町の区域を対象として特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、町は、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図ります。
- ◎道が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、町は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図ります。
- ◎道が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う場合は、町は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図ります。

**（４） 予防接種**

- ① 予防接種法第 6 条 3 項に基づく新臨時接種を進めます。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

住民接種については、基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。

**（５） 医療**

- ① 医療機関への情報提供
  - ・ 道等と連携し、国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。
- ② 在宅で療養する患者への支援
  - ・ 道等と連携し、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に実施する在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に必要な協力を行います。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、道が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、必要な協力を行います。

## (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

### ① 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き、国及び道等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。
- ・ 引き続き、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、要援護者に対する食料品・生活必需品の確保、配分・配布等を行います。

### ② 遺体の火葬・安置

- ・ 引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるように努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所を準備、活用し遺体の保存を適切に行います。
- ・ 道等と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。
- ・ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、道の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保します。

### ③ 町民・事業者の呼びかけ

- ・ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

#### ◎水の安定供給

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

#### ◎事業者のサービス水準に係る町民への呼びかけ

国及び道等と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

#### ◎生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び道等と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。
- ・ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国及び道と連携しながら、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

- ・ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携しながら、適切な措置を講じます。

◎要援護者への生活支援

- ・ 国からの要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施します。

◎埋葬・火葬の特例等

- ・ 道からの要請に応じ、国、道と連携し、可能な限り火葬炉を稼働させます。
- ・ 道からの要請に応じ、国、道と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

## 5. 小康期

<b>【状態】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li><li>・ 大流行はいったん終息している状況。</li></ul>
<b>【目的】</b> <p>1) 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。</p>
<b>【対策の考え方】</b> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。</p>

### (1) 実施体制

- ① 基本的対処方針の変更
  - ・ 国が小康期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、道においても、速やかに対処方針を決定されることから、この内容を把握し、必要な対策の変更をします。
- ② 緊急事態解除宣言
  - ・ 国が緊急事態解除宣言を行ったときは、対策を見直すなど所要の措置を講じます。
- ③ 対策の評価・見直し
  - ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及びガイドライン等の見直し、道による道行動計画の見直しを踏まえ、町行動計画等の見直しを行います。
- ④ 町対策本部の廃止
  - ・ 緊急事態解除宣言がされた時に、速やかに町対策本部を廃止します。

### (2) 情報収集及び情報提供・共有

- ① 情報収集
  - ・ 引き続き、再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等の発生状況について、国や道等を通じ必要な情報収集に努めます。
- ② 情報提供
  - ・ 町民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。
- ③ 情報共有
  - ・ 国、道及び関係機関等とのインターネット等を活用した双方向の情報共有の体制を維持し、国から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握します。

④ 相談窓口の体制の縮小

- ・ 国の要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小します。

**(3) まん延防止**

流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努めます。

**(4) 予防接種**

① 住民接種の実施

- ・ 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく予防接種を進めます。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進めます。

**(5) 医療**

道等と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻します。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

国及び道等の方針に基づき、道内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

**(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保**

① 要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国及び道等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

国、道等と連携し、道内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

## （参考）国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多くみられており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、政府行動計画及び道行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

道では、国内で鳥インフルエンザが人に発症した場合、次のとおり対策を行うこととしており、本町では道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### （1）実施体制

#### （1）-1 体制強化

- ① 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。

情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行います。

- ② 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へと感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討します。

### （2）サーベイランス・情報収集

#### （2）-1 情報収集

道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。

##### 情報収集源

- ・ 国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボトラー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 都道府県、市町村

#### （2）-2 鳥インフルエンザの人への感染に関するサーベイランス

道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握します。

### （3）情報提供・共有

- （3）-1 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行います。

- （3）-2 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行います。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-1-1 水際対策

- ① 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行う。
- ② 道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努めます。

(4)-1-2 疫学調査、感染対策

- ① 道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施します。
- ② 道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めます。
- ③ 道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼します。

(4)-1-3 家きん等への防疫対策

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施します。

- ・ 国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行います。
- ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。
- ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。

(5) 医療

(5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。
- ② 道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めます。
- ③ 道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じます。

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合

国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

\* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

- 帰国者・接触者相談センター  
発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。
  
- 抗インフルエンザウイルス薬  
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
  
- 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)  
エアロゾル、飛沫などの暴露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
  
- サーベイランス  
見張り、監視制度という意味。  
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
  
- 死亡率 (Mortality Rate)  
ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。
  
- 指定（地方）公共機関  
独立行政法人等の公共的機関及び医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等が発生したときに国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。
  
- 新型インフルエンザ  
感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。  
毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められている疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致死率（致命率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られているとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者。（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。